

釜石地方振興局長告示第7号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年10月23日

釜石地方振興局長 若 林 治 男

短期入所

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0312900012	身体障害者療護施設 清流の里	身体障害者療護施設 四季の郷	上閉伊郡大槌町小槌第16地割18番地1	平成21年10月1日